

○北海道警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任取扱規程

北海道警察本部訓令第16号

平成26年6月25日

改正 令和2年3月27日警察本部訓令第15号

北海道警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任取扱規程を次のように定める。

北海道警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任取扱規程

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 所属長等の責務（第4条－第6条）

第3章 警告等の措置（第7条・第8条）

第4章 北海道警察条件付採用職員特定分限審査委員会（第9条）

第5章 審査手続等（第10条－第18条）

第6章 特定分限処分の手続（第19条・第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）、職員の任用の方法及び手続に関する規則（昭和28年道人事委員会規則6－0）及び北海道警察職員任用規程（昭和60年警察本部訓令第9号）に定めるもののほか、条件付採用期間中の職員に対する分限処分としての免職及び降任の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所属 北海道警察本部（以下「警察本部」という。）及び方面本部の課（課に相当するものを含む。）、北海道警察学校の部及び課並びに警察署をいう。
- (2) 所属長 所属の長以上の職にある者をいう。
- (3) 職員 北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）が任命する北海道警察の職員をいう。
- (4) 条件付採用職員 職員のうち、条件付採用期間中の職員をいう。
- (5) 免職 条件付採用職員をその意に反して職員としての身分を失わせることをいう。
- (6) 降任 条件付採用職員をその意に反してその現に有する階級又は職より下位のものに任命することをいう。
- (7) 特定分限処分 条件付採用職員に対する免職及び降任の処分をいう。
- (8) 特定分限手続 特定分限処分を行うための申立て、審査、処分決定等の手続をいう。

（特定分限処分の事由）

第3条 警察本部長は、条件付採用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を特定分限処分に付することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合であって、その官職に引き続き任用しておくことが適当

でないとき。

- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合であつて、その官職に引き続き任用しておくことが適当でないとき。
- (3) 前2号に掲げる事由に該当する場合のほか、その官職に必要な適格性を欠く場合であつて、その官職に引き続き任用しておくことが適当でないとき。
- (4) 法第28条第1項第4号に掲げる事由に該当するとき。

第2章 所属長等の責務

(所属長の責務)

第4条 所属長は、所属の条件付採用職員が前条第1号から第3号までに掲げる事由（以下「特定分限処分事由」という。）のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、特定分限処分事由該当職員認知報告書（別記第1号様式）により、直ちにその旨を警察本部警務課長（以下「警務課長」という。札幌方面以外の方面の所属長にあつては、当該方面本部の警務課長を経由）に報告しなければならない。

(監察官の責務)

第5条 監察官は、条件付採用職員が特定分限処分事由のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その旨を当該職員の所属長及び警務課長に通報しなければならない。

(警務課長の責務)

第6条 警務課長は、前2条の報告又は通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

- 2 職員は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

第3章 警告等の措置

(警告等の措置)

第7条 警務課長は、前条第1項の調査結果により、警告等又は受診命令の措置を必要と認めるときは、当該職員の所属長に対し、当該措置を講ずるよう指示することができる。

- 2 所属長は、前項の指示を受けた場合には、必要な措置を講じ、その結果を警務課長へ報告するものとする。

(特定分限処分の申立て)

第8条 警務課長は、第6条第1項の調査結果又は前条の措置結果により、特定分限手続に付する必要があると認めるときは、当該職員の所属長に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 警務課長は、条件付採用職員を特定分限手続に付する必要があると認めるときは、特定分限処分申立書（別記第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、警察本部長に申し立てるものとする。

(1) 身上調査書（別記第3号様式）

(2) 条件付採用職員の聴取書又は始末書。ただし、当該職員が供述又は始末書の提出を拒んだとき、若しくは所在不明その他やむを得ない理由により供述又は始末書の提出が得られないときは、当該職員の所属長が作成した事実の調査結果を記載した書面

(3) 関係者の聴取書又は陳述書

(4) 特定分限処分事由に関する投書、申告等があるときは、これらの関係書類

(5) 特定分限処分事由が第3条第2号に掲げるものであるときは、警察本部長が指定

する医師2名の診断書又はその故障の状態を証明し、若しくは認定するに足りる書面

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な証拠書類

第4章 北海道警察条件付採用職員特定分限審査委員会

(北海道警察条件付採用職員特定分限審査委員会)

第9条 警察本部に北海道警察条件付採用職員特定分限審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長が会務を統括する。

3 委員長は警察本部警務部長とし、委員は警察本部の各部長（警察本部警務部長を除く。）をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、第3項に規定する者以外の者を委員に指名することができる。

6 委員会の庶務は、警察本部の警務課において処理する。

第5章 審査手続等

(審査の要求)

第10条 警察本部長は、第8条第2項の規定による申立てを受けた場合において、審査を行う必要があると認めるときは、特定分限審査要求書（別記第4号様式）に関係書類を添えて、委員会に事案の審査を要求するものとする。

(勤務に関する指示等)

第11条 警察本部長は、委員会に審査を要求した場合において必要があると認めるときは、特定分限手続に付する必要があると申し立てられた職員（以下「被申立者」という。）の所属長に対し、被申立者の勤務に関する所要の指示を行うとともに、その保管する支給品又は貸与品の返納を命ずることができる。

(審査の通知)

第12条 委員長は、第10条の規定により委員会に審査の要求があったときは、速やかに被申立者に対し、審査を行う旨を特定分限処分審査通知書（別記第5号様式）により通知しなければならない。ただし、被申立者の所在が明らかでないときは、この限りでない。

2 被申立者は、前項の規定による通知を受けたときは、受領書（別記第6号様式）に所定の事項を記載の上、委員長に提出しなければならない。

(審査の方法)

第13条 委員会の審査は、書面により行うものとする。ただし、被申立者が要求したとき又は委員長が必要と認めるときは、被申立者その他関係者の出席を求めて、口頭による審査（以下「口頭審査」という。）によることができる。

2 委員会の審査は、これを公開しないものとする。

3 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ、審査を行うことができない。

4 委員長及び委員は、その親族が被申立者であるときその他審査の公正を妨げるおそれがあるときは、当該審査に関与することができない。

- 5 委員会の審査は、審査を行った委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、第1項に規定する書面による審査を行う場合において、委員会を開催する必要がないと認めるときは、持ち回りによる審査をもって、委員会の決定とすることができる。
- 7 持ち回りによる審査を行う場合は、委員長及び委員の過半数の審査を経なければならない。
- 8 第4項及び第5項の規定は、持ち回りによる審査について準用する。

(口頭審査の要求)

第14条 被申立者は、前条第1項に規定する口頭審査を要求するときは、第12条第1項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、委員長に対し、口頭審査要求書(別記第7号様式)を提出しなければならない。

- 2 被申立者が特定分限処分審査通知書の受領を拒んだとき又は前項に規定する期間内に口頭審査要求書を提出しなかったときは、口頭審査の要求がないものとみなす。
- 3 委員長は、口頭審査の要求を受けたとき又は口頭審査が必要と認めるときは、審査の期日及び場所をその期日の3日前までに、口頭審査通知書(別記第8号様式)により被申立者に通知しなければならない。

(証人尋問の要求)

第15条 被申立者は、口頭審査を要求したときは、委員長に対し、証人の尋問を要求することができる。

- 2 前項の規定による要求は、第12条第1項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、証人尋問要求書(別記第9号様式)を提出することにより行うものとする。
- 3 委員長は、第1項の規定による要求を受け必要と認めるときは、当該証人に対し、証人出席依頼書(別記第10号様式)により、委員長が指定する場所での証言を依頼するものとする。
- 4 証人の尋問は、委員長が指定する者が行うものとし、委員長は、その結果を委員会の審査に付さなければならない。ただし、証人が尋問に応じないときは、この限りでない。

(証拠の提出)

第16条 被申立者は、口頭審査を要求したときは、委員長に対し、証拠の提出を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による申出は、第12条第1項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、証拠提出申出書(別記第11号様式)を提出することにより行うものとする。

(口頭審査の実施)

第17条 委員長は、必要があると認めるときは、被申立者の所属長その他の関係者を口頭審査に出席させて、特定分限処分に関し必要な説明を求めることができる。

- 2 委員長は、被申立者が口頭審査の期日に出席しないときは、当該審査を書面により行うことができる。

(審査結果の答申)

第18条 委員会は、審査の結果を答申書（別記第12号様式）により、警察本部長に答申しなければならない。

第6章 特定分限処分の手続

(特定分限処分)

第19条 警察本部長は、前条の答申があった場合において特定分限処分の必要があると認めるときは、その処分を行うものとする。

2 前項の規定による処分は、処分を受けるべき者（以下「被処分者」という。）に対し、特定分限処分書（別記第13号様式）を交付して行うものとする。ただし、被処分者が特定分限処分書の受領を拒んだときは、その時に交付があったものとみなす。

3 警察本部長は、第1項の処分として条件付採用職員を免職しようとするときは、被処分者に対し、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条第1項の規定により解雇予告通知書（別記第14号様式）を交付するものとする。ただし、被処分者の責に帰すべき事由に基づき免職する場合は、この限りでない。

4 被処分者は、特定分限処分書及び解雇予告通知書の交付を受けたときは、受領書を警察本部長に提出しなければならない。

5 特定分限処分書の交付に際し、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合は、民法（明治29年法律第89号）第98条の規定により公示送達の手続をとるものとする。

(特定分限処分の記録)

第20条 警務課長は、特定分限処分簿（別記第15号様式）を備え、前条第1項の規定による処分があった都度、これを記録するものとする。

附 則

この訓令は、平成26年6月30日から施行する。

附 則（令和2年警察本部訓令第15号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

※ 別記様式は省略